

# 公益法人改革とコーポレート・ガバナンス

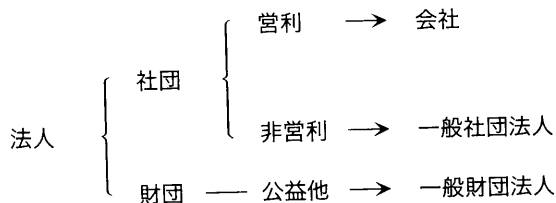
小島 大徳

## 1 はじめに

今日の複雑化した経済活動の主体として、そして経営活動の中心的役割を果たす企業を正確に分類することこそ、果てしなく困難なことであるといわざるを得ない。近年では、複雑化する社会構造と人々の欲求を満たすために、実に色とりどりの経済主体が現れている。また、それぞれの経済主体は、事態の変遷とともに毛色を変え、実情に合わせた変化をも見せている。

そうはいつても、企業存立や企業活動がシステムの中に組み込まれているのであるから、各々の権利義務関係を理解する上でも、より多くの利潤を得るためにも、自らの存在を認識することが重要であることはいうまでもないことである。もちろん、「企業とは何か」という根本性格を問うことも、激流の中にある今日にあって、己の役割を立ち止まり考えるという位の意味を持つ。だが、一般的な経営管理を理解する上では、「企業と会社はどう違うの」という疑問が出発点になろう。

一般的な理解によると、自然人および法人のみが、この地球上あるいは人間の勢力が及ぶ範囲内で権利義務を有することができるかとされている。自然人は、すべての権利義務の帰属主体になることができ、法人は、法に定められた範囲内での限定的な権利義務の帰属主体になることができる。そして、法人の役割は、人の集団を管理するのか、金（金銭的換価価値のある物も含む）の集合体を管理するのか、の2つに分けられる。人の集団を管理することを主眼におく場合は社団に、金の集合体を管理することを主眼におく場合は財団となる。もちろん、管理する対象が人か金かによるだけで、管理をする主体は人であるか



(出所) 筆者作成。

ら、人が法人の代表者あるいは管理者になることはいうまでもない。

さて、従来の公益法人は、財団法人、社団法人の2つに分類されていた。しかし、2008年に施行された公益法人制度改革関連3法によって、2つの分類であった公益法人が、「公益性」を有さない法人については、一般社団法人、一般財団法人とされ、「公益性」を有すると判断された法人については、公益社団法人、公益財団法人とされることとなった。この制度の変化が、今日の日本が求めている「公益性」を具体化したものである。そこで、公益法人制度改革を検証することで、日本における「公益性」の定義を探るとともに、営利法人ではなく公益法人が必要であるのかについて考察する。

具体的に、まず、第2節では、公益法人改革が行われた背景をみることにより、日本社会が求める公益性の変化について論じるとともに、公益法人改革の概要を調査し、公益性の概念の変化について論じる。つぎに、第3節では、公益法人制度改革の中でも、公益性の有無により公益法人がなどを検討することにより、公益認定の目的をあげるとともに、公益認定取得の概要について論じる。そして、第4節では、前節まで論じたことを基に、公益認定の利点を考察し、営利企業との比較研究を行う。

## 2 公益法人改革の背景と概要

### 2.1 公益法人改革の背景と流れ

2008年12月に、公益法人改革関連の3つの法律が公布された。それは、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(以下「一般法」という)、「公益

社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」(以下「認定法」という)、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(以下「整備法」という)である。

『公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針』においては、「主務官庁の許可主義による我が国の公益法人制度は、1986年の民法制定以来、100余年にわたり抜本的な見直しは行われておらず、特別法による法人制度を除き、近年に至るまで、一般的な非営利法人制度がなかったため、時代の変化に対応した国民による非営利活動の妨げになってきたとの指摘がある。特に、公益法人は、公益性の判断基準が不明確であり、営利法人類似の法人や共益的な法人が主務官庁の許可によって多数設立され、税務上の優遇措置や行政の委託、補助金、天下りの受け皿等について様々な批判、指摘を受けるに至っている<sup>1)</sup>」と、している。

また、『公益法人改革に関する有識者会議報告書』においては、「今後の我が国社会の中で重要性を増すと見込まれる民間非営利部門にあつて、歴史的に大きな役割を果たしてきた公益法人については、その制度のあり方との関係で、①主務官庁の許可主義の下、裁量の幅が大きく、法人設立が簡便ではない、②事業分野毎の主務官庁による指導監督が縦割りで煩雑、③情報開示が不十分、④公益性の判断基準が不明確、⑤公益性を失った法人が公益法人として存在し続ける、⑥ガバナンスに問題がある<sup>2)</sup>」、といった指摘がなされている。

そして、『今後の行政改革の方針』では、「個人の価値観が多様化する今日の日本においては、官から民への大きな流れの中で、行政でも営利企業でもない民間非営利部門が、社会のニーズに柔軟かつ機動的に対処して、公益活動を積極的に展開することが強く要請されるようになってきており、こうした活動の健全な発展を促進するためには、簡易に設立できる法人制度の創設が求められてきた<sup>3)</sup>。」と述べられている。

このような諸問題に対処するため、2003年6月には『公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針』が閣議決定された。そして、2004年11月、『公益法人改革に関する有識者会議報告書』が公表され、12月には、閣議決定された『今後の行政改革の方針』の中で基本事項を具体化した『公益法人制度改革の基本

的枠組み』が示された。この基本的枠組みに基づいて作成された公益法人改革関連3法案が2006年3月に国会に提出され、5月に成立し、6月に公布された。2007年には関連法令や内閣府令が作成され、2008年12月に施行された。

また、公益法人制度改革に伴い、2008年4月に、内閣府公益認定等委員会が発足し、新しい公益法人の認定基準に係る政令や内閣府令に関する審議を行い、2007年6月に答申を提出した。そして、2008年4月に『公益認定等に関する運用について』や『公益法人会計基準』などを決定した。公益法人制度改革法案が施行される2008年12月からは、内閣府公益認定等委員会と都道府県における合議制の機関で公益認定が行われることとなったのである。

この公益法人制度改革関連3法案の特色としては、従来の制度においては、各主務官庁が公益法人の設立許可などを行う仕組みとなっていた。そして、新たな制度では、設立許可と一体であった公益性の判断が分離され、法人の設立は登記のみで行えるようになり、公益性の認定は第三者機関である公益認定等委員会が判断することになったことに大きな特色がある。

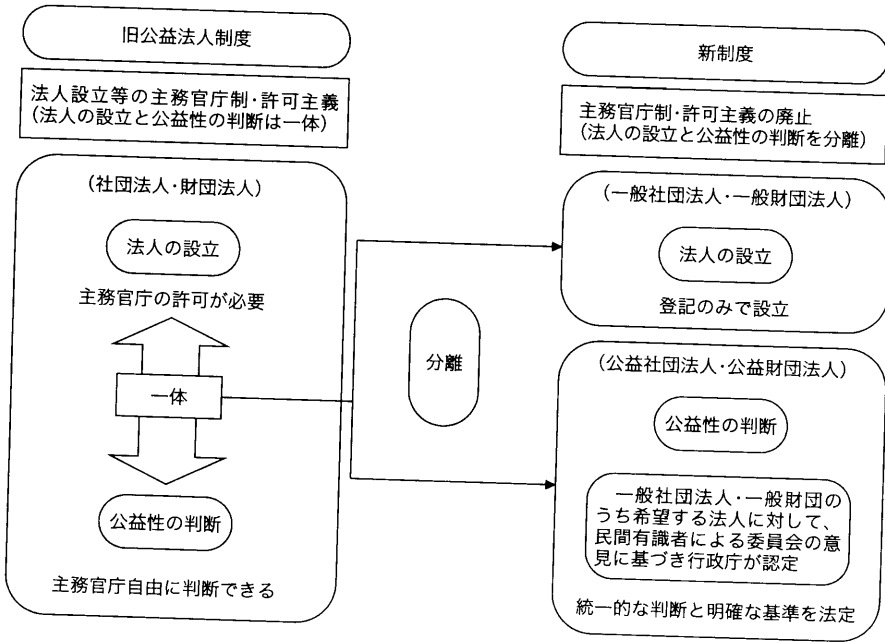
つまり、法人の設立については、これまでの許可主義に代わり、準則主義により簡便に法人が設立できることとなる。そして、一般財団法人、一般社団法人の中から法令で定められた明確な基準によって公益性の認定を受けた法人のみが、公益法人となる。また、公益性の認定については、民間有識者からなる合議制機関の意見に基づき、国にあっては内閣府、地方にあっては知事が一元的に行うこととなるため、これまでの制度とは異なり、省庁から切断されることとなる。

## 2.2 公益法人改革の概要

つぎに、新しく施行された公益法人改革関連3法案の概要について検討する。まず、一般法は、「剰余金の分配を目的としない社団および財団について、その行う事業の公益性の有無にかかわらず、準則主義により簡便に法人格を取得することができる一般社団法人及び一般財団法人に関する制度を創設し、その設立、組織、運営及び管理についての規定を整備するものである<sup>4)</sup>」とされている。

また、認定法は、「民間の団体が自発的に行う公益を目的とする事業の実施

図1 公益法人改革の概要



(出所) 中村雅浩 [2008] 2頁を基に筆者作成。

を促進して、活力ある社会を実現するため、社団法人および財団法人の設立の許可およびこれらに対する監督を主務官庁の裁量により行うこととしていた公益法人に関する制度を改め、公益社団法人および公益財団法人としての認定およびこれらに対する監督を独立した委員会等の関与の下で内閣総理大臣または都道府県知事が行う制度を創設するものである<sup>5)</sup>とされている。そして、整備法は、「一般法および認定法の施行に伴い、中間法人法を廃止するほか、民法その他の関連する諸法律の規定を整備するとともに、既存の公益法人に係る経過措置を定めるものである<sup>6)</sup>」とされている。

このことから、このような問題に対処する必要性があったため、今回の公益法人制度改革が行われた。公益法人制度改革は、従来の公益法人制度に見られる従来の公益法人制度では、公益事業の判断基準が不明確な部分があり、また、主務官庁による許可主義であったことから、法人格取得が非常に困難であった

ことや、なかには営利法人与競合する法人も存在するなど、様々な問題が集積していた<sup>7</sup>などの問題に対応するため、従来の主務官庁による公益法人の設立許可制度を改め、登記のみで法人が設立するとともに、そのうち公益目的事業を行うことを主たる目的とする法人については、民間有識者による公益認定等委員会の意見に基づき、公益法人に認定する制度を創設したのである。

この制度により、現行の公益法人は、法律施行以後、5年間の移行期間内に一般社団法人または一般財団法人への認可の申請、または、公益社団法人または、公益財団法人への移行の認定を申請する必要があるが、この移行の認可および認定の申請は同時に重複して行うことができない。

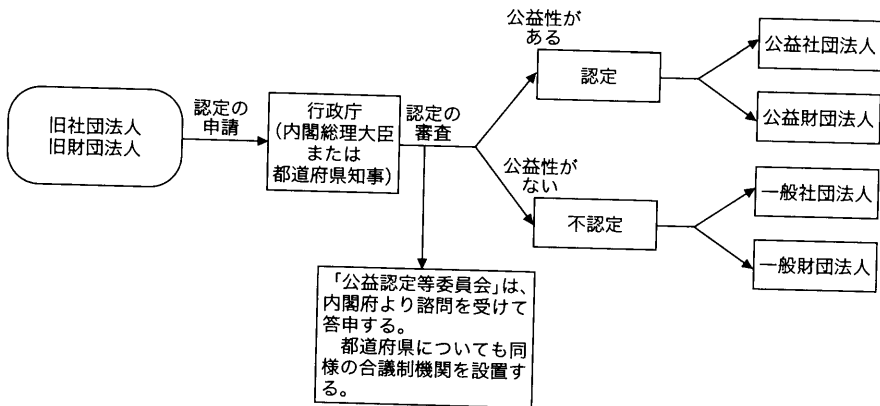
なお、これら申請に関しては、事務所の所在地や法人の事業活動区域などが複数の都道府県にまたがるなどには内閣総理大臣へ行うこととなる。また、一つの都道府県にとどまる場合には都道府県知事へ申請を行うこととなる（整備法第47条）。今回の新制度においては、複数の行政庁が共同して所管することはないため、内閣総理大臣または都道府県知事のどちらか一方に申請することとなる。

### 3 公益認定とその要件

#### 3.1 公益認定の目的

公益認定法第1条で、目的を「内外の社会情勢の変化に伴い、民間の団体が自発的に行う公益を目的とする事業の実施が公益の増進のために重要となっていることにかんがみ、当該事業を適正に実施し得る公益法人を認定する制度を設けるとともに、公益法人による当該事業の適正な実施を確保するための措置等を定め、もって公益の増進及び活力のある社会の実現に資することを目的としている。」と記している。このことから、今回の公益法人制度改革では、主務官庁の裁量による許可主義を廃止したのである。つまり、法人の設立と公益性の判断を分離した今回の新制度において、登記のみで設立できる法人は、あくまでも「一般社団法人」「一般財団法人」である。しかし、一般社団法人、一般財団法人は法人名に「社団」や「財団」との名称がついているのみであり、それが「公益性」を有しているわけではない。公益法人の認定を受けるには、

図2 公益法人認定の流れ



(出所) 羽生正宗[2008] 234頁を基に筆者作成。

行政庁や各都道府知事に公益認定を申請しなければならず、行政庁により公益認定の基準に適合していると認められてはじめて、「公益性」を有した公益法人となるのである。

### 3.2 公益法人の認定基準

公益法人の認定を受けるには、認定法に規定されている3つの認定要件をクリアしなければならない。

まず、「公益目的事業を行っていること」である。「公益目的事業」とは、認定法第2条別表に掲げられた23種類の事業であり、一般社団法人や一般財団法人はこれら事業のいずれかに該当する事業を行っている必要があるが、たとえ別表に掲げられた公益目的事業のいずれかに該当する事業を行っていても、「不特定かつ多数の利益の増進に寄与するもの」(認定法第5条第二項)でなければ認定の要件を満たしているとはいえないのである。学術や技芸、慈善その他の公益に関する別表に掲げる23種類の事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう(認定法第2条第四項)。なお、表1に記載されている23種類の公益目的事業を行っている従来の公益法人は、行政庁による公益認定を受けることとなるが、行政庁は、申請を行った従来の公益法人が

表1 公益目的事業の種類

1	学術及び科学技術の振興を目的とする事業
2	文化及び芸術の振興を目的とする事業
3	障害者若しくは生活困窮者又は事後、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業
4	高齢者の福祉の増進を目的とする事業
5	勤労意欲のあるものに対する就労の支援を目的とする事業
6	公衆衛生の向上を目的とする事業
7	児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業
8	勤労者の福祉の向上を目的とする事業
9	教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業
10	犯罪の防止又は治安の維持を目的とする事業
11	事故又は災害の防止を目的とする事業
12	人種、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶を目的とする事業
13	思想及び良心の自由、信教の自由又は表現の自由の尊重または擁護を目的とする事業
14	男女共同参画社会の形成その他のよりよい社会の形成の促進を目的とする事業
15	国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事業
16	地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業
17	国土の利用、整備又は保全を目的とする事業
18	国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業
19	地域社会の健全な発展を目的とする事業
20	公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業
21	国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業
22	一般消費者の利益の擁護または増進を目的とする事業
23	前各号に掲げるもののほか、公益に関する事業として政令で定めるもの

(出所) 認定法別表を基に筆者作成。

表1に掲げる公益認定の基準に適合する場合において、公益認定をするものとしている(認定法第5条)。

つぎに、「公益認定の基準」に合致しているかどうかである。「公益認定の基準」は法人運営に関する基準や事業活動に関する基準、機関に関する基準、財



表2 公益認定基準の内容の要旨

1	公益目的事業が主たる目的であること
2	公益目的事業を行うための経理的基礎及び技術的能力を有するものであること
3	事業を行うに当たり、当該法人の関係者に対し特別な利益を与えないものであること
4	その事業を行うに当たり、株式会社その他の営利企業を営む関係者に対し、寄附その他の特別な利益を与える行為を行わないものであること。ただし、公益法人に対し、公益目的事業のために寄附その他の特別な利益を与える行為を行う場合はこの限りではない
5	投機的な取引、高利の融資であって、公益法人として公の秩序や善良の風俗を害する事業を行わないこと
6	公益目的事業に係る収入がその事業に要する適正な費用を償う額を超えないと見込まれること
7	収益事業等 <sup>9</sup> を行う場合、公益目的事業の実施に支障を及ぼすおそれがないこと
8	公益目的事業を行うに当たり、公益目的事業比率 <sup>10</sup> が50%以上あること
9	公益目的事業を行うに当たり、遊休財産額が1年間の公益目的事業の実施費用に準ずる額を超えないこと
10	理事または監事の親族 <sup>11</sup> の合計数が理事または監事の総数の3分の1を超えないこと
11	他の同一団体の理事または監事、使用人などの合計数が理事または監事の総数の3分の1を超えない
12	基準を上回る大規模法人の場合は、原則として会計監査人を置いている
13	役員または評議員に対する報酬等 <sup>12</sup> が民間事業者の役員や従業員の報酬と比べて不当に高い水準ではないこと
14	一般社団法人であっては、理事会を置いていることおよび社員の資格や議決権の数や条件に関して不当に差別的な条件をつけていないこと、のいずれにも該当すること
15	原則として他の団体の意思決定に関与できる株式などを保有しないこと
16	公益目的事業を行うための不可欠な特定財産がある場合、その旨や維持および処分の制限について定款で定めていること
17	公益認定の取消し処分や合併により法人が消滅した場合、公益目的取得財産残額 <sup>13</sup> を、その公益認定取消し日または合併日から一ヶ月以内に類似事業目的の公益法人などに贈与することを定款で定めていること
18	清算をする場合、残余財産を類似事業目的の公益法人などに帰属させることを定款で定めている

(出所) 認定法5条を基に筆者作成。

産に関する基準などにより構成されており、これら18項目の基準に合致していなければならない(認定法第5条)。

そして、公益認定の「欠格事由」に該当していないことである。たとえば、申請を希望する現行公益法人が公益目的事業を行い、公益認定基準に合致してい

表3 欠格事由の内容の要旨

1	次のような理事、監事および評議員がいる場合 (1)公益認定の取消しの原因となった事実があった日より1年以内に、その公益法人の理事であった者で、その取消しの日から5年を経過しないもの (2)この法律等の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行後、または執行を受けることがなくなった日から5年を経過しないもの (3)禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行後、または刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しないもの (4)暴力団員又は暴力団員で無くなった日から5年を経過しないもの
2	公益認定を取消され、その取消しの日から5年を経過しない場合
3	その定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反しない場合
4	その事業を行うに当たり法令上必要となる行政機関の許認可等を受けることができない場合
5	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又はその滞納処分の終了の日から3年を経過しない場合
6	暴力団員等がその事業活動を支配する場合

(出所) 認定法第6条を基に筆者作成。

ても表2の6項目の「欠格事由」に該当する場合には、公益認定を受けることができない(認定法第6条)。

表3のように、法律上で欠格事由を定めたのは、新たな公益法人にはおいては、現行の公益法人のような指導監督の仕組みがないためであり、該当する場合には公益認定を受けることができないようにすることにより、新しい公益法人を悪用しないようにするなど濫用を予防したものである。

## 4 公益の利点と営利との比較

### 4.1 公益法人の利点

これまで、公益法人制度と公益性の認定要件について検討してきたが、そもそも、公益法人が必要とされている理由はどこにあるのだろうか。公益性の認定基準でもある公益目的事業は営利法人でも行うことが可能である。くわえて、営利法人は相互に競争しあうことで企業努力を行い、より優れた事業を展開できると考えることが一般的であろう。そこで、本節では、公益法人の利点を探るとともに、営利法人として株式会社との比較を行う。

公益法人の利点については4つ挙げられる。まず、「公益認定されていること」である。これは、公益法人に移行した一般法人は、「公益社団法人」「公益財団法人」という名称を独占的に使用できる。これにより、公益認定を受けていない法人と区分されることとなるために、社会の信頼を獲得できることとなり、社会的支援を受けやすくなること考えられる。ちなみに、認定法第9条第五項において「何人も不正の目的を持ってほかの公益法人と誤認される名称を使用してはならない」とされているため、名称使用の保護がある。

つぎに、「寄付金税制の優遇」である。認定法58条において「公益法人に対して寄付を行う個人や法人の所得課税について、所得税、法人税及び相続税並びに地方税の課税についての必要な措置その他所要の税制上の措置を講ずるものとする」とされている。これをうけて、2008年12月19日に公表された2008年度税制改正の大綱では、従来の特定期間増進法人にのみ認められていた寄付金優遇策を公益法人に拡大することとなった。さらに、寄付金の損金算入限度額も特定期間増進法人に対する限度額が拡充されている。これにより、公益社団法人、公益財団法人に寄付金を拠出した法人が、一般の寄付金とは別枠で損金算入メリットを受けることができることとなった。そのため、公益法人は、寄附を受けやすくなると考えられる。

また、「公益目的事業の非課税」である。2008年度税制改正の大綱では、公益社団法人、公益財団法人に対しては、各事業年度の所得のうち収益事業から生じた所得のみに課税する「収益事業課税方式」を継続する方針となった。さらに、公益社団法人、公益財団法人については、公益目的事業と認められた事業についてはこの税法上の収益事業から除外することとなった。これにより、公益事業を行うにあたって課税を考慮することなく事業が行えるであろう。

そして、「法人税の実質的軽減」である。2008年度税制改正の大綱では、公益社団法人、公益財団法人が収益事業から得た所得についても、その50%以上を公益目的事業のために充当すれば、その部分は損金算入されることになった。従来のみなし寄付金は所得の20%であったため、認定法で収益事業等の利益の最低50%を公益目的事業財産に繰り入れることが義務付けられていた（認定法第18条第四項）のに合わせて拡充された。これにより、公益社団法人、公益財団法人が収益目的事業から得た所得のうち、その50%が課税対象から外れるこ

表4 公益法人と営利法人における株式会社の経営形態の比較

	公益法人	株式会社
①立法根拠	一般法、認定法、整備法	商法、会社法
②税制	所得の内、収益事業から生じた所得から、公益目的事業に関する費用を控除した額に対してのみ普通税率課税：30%	所得の全部に対して普通税率課税：30%
③配当	不可	可
④脱退社員の払戻し	不可	制度として認められない
⑤収益事業	公益目的事業比率50%まで可能	可
⑥解散時の配分	類似公益法人等に贈与	株主の持ち分に応じて配分

(出所) 筆者作成。

とになり、税負担も実質的に軽減されることとなった。そのため、公益事業のみならず、収益事業も行いやすくなったといえるだろう。

これら、4つの利点から、公益法人は公益目的事業を行うにあたって、課税をほとんど考慮することなく事業が行えるために、今後、公益法人が行う公益目的事業がより優れたものとなるだろう。

## 4.2 公益法人と営利法人

つぎに、公益法人と営利法人における株式会社とを立法根拠、税制、配当、脱退社員の払戻し、収益事業、解散時の配分といった分類において両者を比較することとする。

公益法人は一般法に基づき一般法人を設立し、その後、認定法人への申請を行い、認定法の公益認定の要件を満たすことにより公益法人となる。これは、民法とその特別法である商法との関係に似ていることを意味している。つまり、公益法人と株式会社とに、経営形態に関する大きな違いはない。税制については、公益法人は収益事業のみ課税対象とされるため、公益目的事業に関しては課税対象とされていない。配当については、公益法人では禁止されている。脱退社員の払戻しについては、それは公益法人では禁止されている、公益法人は認定法第4条第四項で会社経営者や特定の個人、特定の団体に対する寄付や特別の利益を与えることを禁止している。これは、特定の者に利益を与えること

自体が公益の概念に反しているからだろう。最後に、解散時の配分については、社員出資額に関係なく、類似公益目的事業を行っている公益事業などに贈与することとなっている。これも、脱退社員の払戻しと同様である。

以上のように、今日、公益法人では、立法根拠の点において、法律上の類似はみられるが、その他は基本的に相違である。したがって、公益企業と営利企業の両制度は、会社形態としては類似部分が存在するが、収益や寄付などの財政面に関しては大きく異なっているといえよう。

## 5 おわりに

本稿では、公益法人制度改革の背景や概要を調査することから、今日における、公益法人の必要性を考察した。また、公益認定の要件を調査し、公益法人の公益性について考察した。そして、公益法人の公益性の調査を基に、公益性の利点を考察したうえで、公益法人と営利法人における株式会社との比較を行った。

今回の公益法人制度改革により、民間非営利活動の幅が広がったとともに、公益法人という名ばかりで、公益目的事業を既に行っていない法人の廃止を行い、官僚の天下り先をなくすことを目的としていたと考える。そのため、今回の改革では、従来までの主務官庁による許可制を廃止し、「官」の関与を減らすために、主務官庁ではなく、有識者で作られた第三者機関である認定等委員会が公益性の判断を行うことになったのである。

しかし、公益性の判断基準については、明確な基準とはなっておらず、申請時の社会状況や、認定等委員会の委員の裁量に任せる部分が存在するであろう。そのため、判断の平準化を図るために、認定基準について検討することが必要だろう。

## 注

- 1 総務省[2008].
- 2 総務省[2006].
- 3 総務省[2004].
- 4 総務省[2000].
- 5 総務省[2000].

- 6 総務省[2000].
- 7 羽生正宗[2008]233頁.
- 8 羽生正宗[2008]241頁.
- 9 ここでは、認定法第2条別表で掲げる23種類の公益目的事業以外の事業をいう。
- 10 認定法第15条に規定されている。
- 11 配偶者または、3親等内の者を指す。
- 12 報酬や賞与、または職務遂行の対価として受ける財産上の利益および退職手当をいう。
- 13 認定法第30条第2項.

## 参考文献

- 尾身祐介[2008]「公益企業のガバナンス構造と経営効率性」『社会経済研究』第56号,95-111頁.  
金子宏[2008]『租税法[第13版]』弘文堂.  
亀田利光[1999]「イタリア公(益)企業の民営化」『大原社会問題研究所雑誌』第485号,32-43頁.  
小坂直人[2005]『公益と公共性 公益は誰に属するか』日本経済評論社.  
小島大徳[2007]『市民社会とコーポレート・ガバナンス』文眞堂.  
小島大徳[2004]『世界のコーポレート・ガバナンス原則－原則の体系化と企業の実践－』文眞堂.  
小島愛[2008]『医療システムとコーポレート・ガバナンス』文眞堂  
境新一[2002]「現代公益企業に関する考察－経営と法律の視点から－」『東京家政学院大学紀要』第42号,23-40頁.  
桜井徹[2007]「公益企業のコーポレート・ガバナンスと民営化・規制緩和」『会計学研究』第21巻,17-40頁.  
渋谷幸夫[2006]「新公益法人の機関と運営(1)公益法人制度改革3法の概要」『月刊公益法人』第37巻,11号,26-41頁.  
自由民主党[2007]『平成20年度税制改正大綱』自由民主党.  
総務省[2008]『公益法人白書』総務省.  
寺本義也[2007]『営利と非営利のネットワークシップ』同友館.  
中村雅浩[2008]『公益認定を受けるための新公益法人の定款作成と運営の実務』株式会社TKC出版.  
羽生正宗[2008]『全訂版 新公益法人移行手続きの実務』大蔵財務協会.  
藤田正一[1995]「公益企業の領域－わが国の各種法規に散在している定義的条項を中心として－」『公益事業研究』第47巻,第2号,1-26頁.  
藤田正一[1975]「公益企業規制の発展と意義」『経済と経営』第5巻,第2号,163-202頁.  
藤田正一[1973]「公益企業概念についての考察」『経済と経営』第4巻,第1号,17-44頁.  
堀田和宏[2008]「BSCの非営利組織への適用(上)－適用の可能性と新たなダッシュボード(計器盤)」『月刊公益法人』第11巻,第39号,38-51頁.  
松原明[2008]「NPO法の原点からみた新公益法人制度」『都市問題』第99巻,第12号,94-102頁.  
松原聡[1988]「公企業としての特殊会社」『東海大学文明研究所紀要』第8号,21-29頁.